

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状への回答

奈良1区 日本共産党 谷川かずひろ

1. 「情報・コミュニケーション法」の制定について

障害者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定を尊重し、社会参加を保障する「情報・コミュニケーション法」制定化に賛成します。情報へのアクセスやコミュニケーションに困難を抱える方々が等しく社会参加ができるよう障害者団体代表の検討会への参加を支持します。

2. 「手話言語法」の制定について

手話は、コミュニケーションをはかり、情報を得る重要な「言語」ですが、これまで国は手話を言語として認めていません。このために聴覚障害者は今も様々な不利益を被っています。どこでも気兼ねなく手話が使え、公共の場で手話による情報伝達があることが切実に要望されています。地方自治体での手話言語条例が制定されてきており、国においても、手話言語法が早期に制定できるようがんばります。

3. 聴覚障害認定の基準について

厳しすぎる現在の障害認定基準をWHO並みの基準にすべきです。難聴による社会的・家庭的孤立、ひきこもり、そして認知症つながることも心配され、早急な改善が必要と考えます。認定基準の引き下げが、必要とするすべての人への福祉の利用、社会参加を促進するのです。

4. 手話通訳者の身分保障について

手話通訳者は聴覚障害者の良好なコミュニケーションのために重要な役割を果たしています。手話通訳者やコーディネーターの高い専門性に見合った身分保障を確保するため、自治体が非正規職員を正規職員にするなどの予算を大幅に増やすことが必要です。

5. 手話通訳制度における資格について

高度な知識と技量が求められている手話通訳者の資格は事業制度に基づいた資格です。さまざまな分野での通訳活動を担うためには、医療における専門職や司法などと同様に、国家資格に基づいた専門職として認定することが必要です。

6. 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

日本が批准している障害者権利条約の水準であらゆる施策の見直しが必要です。採用試験の面接時に手話通訳者や要約筆記者を置くことで、求人する側に「過重な負担」との論拠を与えないため、指針に「手話通訳者の設置の義務化」など、適切な方法をとるよう明記することが必要です。

7. その他

障害者の社会参加を促進するため、福祉・医療の「応益負担」を撤廃し、障害者福祉・医療を無料化します。参政権を保障するため政見放送に手話や字幕を取り入れることを提案します。

